

東北町低所得者利用者負担対策事業交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、低所得者で生計が困難である者及び生活保護受給者に対して、介護保険サービスの利用促進を図るため、利用者負担軽減制度事業を実施する、社会福祉法人等に対して補助金を交付することに関し、東北町補助金等交付規則(平成17年東北町規則第50号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象)

第2条 この補助金は次の事業を交付の対象とする。

- (1) 社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業

(補助対象経費及び補助)

第3条 前条に定める事業(以下、「補助事業」という。)の実施に必要な経費のうち、補助金交付の対象として町長が認める経費(以下、「対象経費」という。)について補助金を交付する。

- 2 対象経費及び補助交付額の計算方法は別表の通りとする。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付の申請をしようとする社会福祉法人等は、補助事業を実施するときは、低所得者利用者負担対策事業補助金交付申請書(様式第1号)及び添付書類を、町長に正副各1部提出するものとする。

(交付の決定)

第5条 町長は、前条の規定により補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、必要に応じて現地等を調査し、補助金の交付を適当と認めたときは、予算の範囲内において交付の決定をするものとする。

- 2 町長は、補助金の交付の決定をする場合において、補助金の交付の目的を達成するために必要があるときは、条件を付することができる。

(決定の通知)

第6条 町長は、前条の規定により補助金の交付を決定したときは、速やかにその決定の内容及びこれに付した条件を交付の申請をした社会福祉法人等に低所得者利用者負担対策事業補助金交付決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(交付決定額の変更)

第7条 補助金の交付決定を受けた社会福祉法人等が、交付決定後の事情の変更により交付決定の内容を変更を受けようとするときは、低所得者利用者負担対策事業補助変更交付申請書(様式第4号)(以下、変更交付申請書という。)及び添付書類を、町長に正副各1部提出するものとする。

2 町長は、前項の変更交付申請書及び添付書類を審査し、交付決定の変更をすべきものと認めるときは、補助金交付の変更を行い、低所得者利用者負担対策事業補助金交付決定変更通知書(様式第5号)により社会福祉法人等に通知するものとする。

(補助事業の中止又は廃止)

第8条 社会福祉法人等は、補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合においては、その旨、青森県知事に申し出た上で、町長の承認を受けなければならない。

(事業の遅延の報告)

第9条 社会福祉法人等は、補助事業が予定期間内に完了することができないと見込まれる場合は、その理由、又補助事業の遂行が困難となった場合は、その理由及び遂行状況を記載した書類を、町長に正副各1部を提出して、その指示を受けること。

(実績報告)

第10条 社会福祉法人等は、当該年度の補助事業が完了したときは、低所得者利用者負担対策事業費補助実績報告書(様式第6号)及び添付書類を、町長が指定する期日までに、正副各1部提出しなければならない。

(補助金の確定)

第11条 町長は、実績報告書が提出されたときは、その内容を審査

し、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、低所得者利用者負担対策事業補助金額確定通知書(様式第8号)により社会福祉法人等に通知するものとする。

(補助金の交付)

第12条 町長は、社会福祉法人等が提出した補助金交付請求書(様式第9条)により、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取り消し)

第13条 町長は社会福祉法人等が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

2 町長は、前項の規定により交付決定の取り消しを行ったときは、低所得者利用者負担対策事業補助金交付決定取消通知書(様式第10条)により、当該社会福祉法人等に通知するものとする。

(補助金の返還)

第14条 町長は前条第1項の規定により交付決定の取消しを行った場合において、当該取消に係る部分に関し、既に補助金が交付されているものであるとき、又は補助金の額が確定した場合において、既にその額を超える金額が交付されているときは、期限を定めて、その返還を請求するものとする。

(補助事業に関する書類等の保管)

第15条 社会福祉法人等は、補助事業の状況、補助事業の経費の収支その他補助事業に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を備え付け、これらを補助事業の完了年度の翌年度から起算して5年間保管しておかなければならない。

(実施細則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。